

三田市印鑑条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 省略 (登録資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 満15歳未満の者</p> <p>(2) <u>成年被後見人</u></p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>第1条 省略 (登録資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 満15歳未満の者</p> <p>(2) <u>意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)</u></p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>